

港区が発注した工事請負契約や 業務委託の長期継続契約は、 港区労働環境確保策の対象です！ 【労働者の方はチェックしましょう！】

受注者は・・・

- 労働関係法令の遵守徹底
- 港区が定める最低賃金水準額以上の賃金給付
- 最低賃金水準額、申出先を労働者に周知徹底 など

が求められます！

～労働者の方は港区に申し出ることが可能～

上記の事項が守られていない疑義がある場合、
労働者の方は、港区に書面で申し出ることができます！

【労働者】



【受注者】



自分が働いている現場って
労働環境確保策が守られていない
かも・・・

【港区】



① 申 出

② 調 査

③ 必要に応じて改善指示

まずは、制度を知ることが重要です！！

対象となる契約や最低賃金水準額など、労働環境確保策の詳細は「労働環境確保策の手引き」を御確認ください。手引きは、港区ホームページからダウンロードできます。

港区ホームページ：<http://www.cityminato.tokyo.jp>

【問合せ先】港区総務部契約管財課 03-3578-2140